

# 西宮市営住宅使用料等過誤納金取扱要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、市営住宅等（駐車場および店舗等を含む。）の住宅使用料等の過納または誤納（以下「過誤納金」という。）について必要な事項を定め、適切な事務の執行に資することを目的とする。

## (住宅使用料等)

第2条 この要綱において、住宅使用料等とは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 西宮市営住宅条例（平成8年西宮市条例第44号。以下「条例」という。）第3条（1）～（6）に掲げる市営住宅の家賃
- (2) 条例第25条第2項に規定する延滞金
- (3) 条例第35条に規定する割増賃料
- (4) 条例第60条第3項に規定する物置または店舗の使用料
- (5) 西宮市営住宅条例施行規則（平成8年西宮市規則第1号）第28条に規定する住宅の共益費
- (6) 西宮市が管理する県公社住宅の使用料
- (7) 条例第37条第2項および第46条第5項に規定する徴収金
- (8) 条例第60条第2項に規定する駐車場の使用料
- (9) 条例第62条第2項に規定する駐車場の延滞金
- (10) 条例第64条第4項に規定する駐車場の徴収金
- (11) 条例第63条第1項に規定する駐車場または店舗等の保証金

## (過誤納金の還付)

第3条 市長は住宅使用料等に過誤納金が生じたときは、過誤納金が生じた住宅の入居者等（物置、店舗または駐車場においては使用者）に還付通知書により通知し、還付する。

2 前項の規定により過誤納金を還付する場合において、入居者等に未納の住宅使用料等があるときは、同項の規定にかかわらず、入居者等に充当決定通知書により通知のうえ、過誤納金をこれに充当することができる。

3 前項に基づき充当する場合において、未納の住宅使用料等が複数あるときは、以下の手順で充当することとする。

- (1) 複数の科目があるとき 過誤納金が生じた科目と同一の科目から充当する
- (2) 複数の年度に未納があるとき 納付期限日が古いものから順に充当する

## (その他)

第4条 この要綱に定めのない事項については、都市局長の決裁を得て別に定める。

## 付 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。